

代理店経営情報

シンニチ代理店版

顧客対応の基本方針を明確にする 戦略的に計画的にシェア アップの作戦が可能に

前回から、ランチェスター式のABC分析と管理について解説をしておりますが、今回は分析事例を明示しながら、より詳細について解説いたします。

【ランジABC区分】顧客の総需要を規模別に区分けする。需要の70%を占める「A」、需要の25%を占める「B」、需要の5%を占める「C」。

【スマールabc区分】自社の客内シェア。自社の顧客のシェアを「a」、どこもナシのシェアを有する顧客のシェアを「b」、他社保険代理店がナシのシェアを有する顧客のシェアを「c」とする。他社社外「c」、未取引先の法人顧客(新規見込先)「d」。

【ランチェスター式ABC分析】上記のような方針でメリハリを付けたいのではありませんか。ランチェスター式ABC分析と管理では、顧客対応の基本方針や活動量の基準が明確化されており、区分ランジABC分析と管理の詳細を解説します。

選ばれる地域No.1 代理店づくり!

～営業戦略編～

セブンスターズコンサルティング株式会社

代表取締役 佐々木 篤史 34

シニアコンサルタント 平野 芳生

ランチェスター販売戦略、積極型中堅の経営心理学を基にした高単価サービス、営業スキル研修の3つの柱を軸に保険/共済代理店、営業パートナー向けに「代理店づくり」の経営方針を支援コンサルティングとして活動中。独立行政法人 中小企業振興整備機構、実務支援アドバイザー、NPO法人ランチェスター協会認定インストラクター、一般社団法人 地域活性化推進機構専任講師、NPO法人リスクマネジメントとコンサルティング協会 シニアコンサルタント

https://sevenstars-consulting.com/

【一般的なABC分析】
自社の売上高(収入保険料)などの重要度によってABCの3段階で分類(単位:千円)

顧客名	売上高	構成比	比累計	区分付け
1 SSC(株)	2,400	40.0%	40.0%	A
2 MP I(株)	1,900	31.7%	71.7%	A
3 OGB(株)	900	15.0%	86.7%	B
4 SB J(株)	650	10.8%	97.5%	B
5 TPD(株)	150	2.5%	100%	C
合計	6,000	100%	100%	-

【ランチェスター式ABC分析】

拡販余地(総需要)、自社と競合他社のシェアの要素を反映(単位:千円)

顧客名	需要	構成比	比累計	売上高	客内シェア	取引状況	区分付け
3 OGB(株)	12,000	52.1%	52.1%	900	7.5%	c	A
1 SSC(株)	5,000	21.7%	73.8%	2,400	48.0%	a	B
2 MP I(株)	3,000	13.0%	86.9%	1,900	63.3%	a	B
4 SB J(株)	2,000	8.8%	95.6%	650	32.5%	b	B
5 TPD(株)	1,000	4.4%	100.0%	150	15.0%	c	C
合計	23,000	100%	-	6,000	-	-	-

ランチェスター式ABC分析を行うと、ランジABC×スマールabc

顧客名	一般的なABC分析	ランチェスター式ABC分析
1 SSC(株)	A	Ba
2 MP I(株)	A	Ba
3 OGB(株)	B	Ac
4 SB J(株)	B	Bb
5 TPD(株)	C	Cc

ランチェスター式ABC分析では、顧客の総需要を規模別にランジABCで区分付けし、自社の客内シェアを規模別スマールabcで区分けするため、上記ようになります。

【ランチェスター式ABC分析】 ランジABC×スマールabc

区分	A	B	C
a	Aa	Ba (SSC株、MP I株)	Ca
b	Ab	Bb (SB J株)	Cb
c	Ac (OGB株)	Bc	Cc (TPD株)
d	Ad	Bd	Cd

被相続人が負担する保険料等 保険料免除、振替貸付はどうなる?!

Q 先日、病氣療養中の父が亡くなりました。生前、父は、母を契約者、自身を被保険者、死亡保険金受取人を私とする生命保険に加入していました。その保険料負担は基本的に父が行っていましたが、病氣療養中に保険料の払い込みが滞ったために、振替貸付により保険料払い込みを行いました。保険金の課税関係は保険料負担者と保険金受取人の関係により決定されると聞きましたが、このように保険契約者と異なる保険料負担者がいるにもかかわらず、保険期間の途中で振替貸付を行った場合の保険料支払者をどう考えればよいのでしょうか。

■免除部分は負担した保険料に含めず

A みなし相続財産とされる保険金、生命保険契約に関する権利および保証期間付き定期金給付契約に関する権利が相続または遺贈により取得したものとみなされて相続税が課税される場合において、それぞれの金額のうち被相続人(死亡した人)から相続または遺贈によって取得したものとみなされる部分の金額は、被相続人が死亡した時点で払い込まれた金額のうちの被相続人が負担した保険料の割合によることとなります。また、これにより他の課税関係も決定します。

ところで、保険期間中には何らかの理由で保険料の払込免除を受けたり、振替貸付を受けたりするといったこともあります。そうしたケースで冒頭のような保険金等を取戻した場合、被相続人が負担した保険料の金額をどう捉えるかが問題となってきます。ご質問は、保険料負担者であった父親の事情により契約者である母親が振替貸付を受け、その後ご質問者が保険金を取得しています。こうしたケースでの被相続人が負担した保険料の捉え

方については相続税法基本通達3-13(以下「相基通3-13」)において明らかにされています。すなわち、被相続人が負担した保険料の金額は、保険契約に基づき払い込まれた保険料の合計額によるものとし、保険料の一部につき払い込みの免除があった場合および振替貸付による保険料の払い込みがあった場合、または未払込保険料があった場合には、次のようにその取扱いを行うとしています。

まず、相基通3-13の(1)では、免除に係る部分の保険料は保険契約に基づき払い込まれた保険料には含まれないこととしています。

①被保険者が不慮の事故により、その事故の日から起算して180日以内に所定の身体障害の状態に該当したとき
②保険契約者が死亡または所定の高度障害状態に該当したとき(養育年金付なども保険など)

この保険料の払い込みが免除された場合には、保険約款では、以後、払込期日ごとに保険料の払い込みがあったものとして取り扱われます。したがって、免除に係る部分の保険料は現実には支払われておらず、誰が払い込んだ保険料でもないこととなります。このため、保険料の負担割合を求める場合の保険契約に基づき払い込まれた保険料には、免除に係る部分の保険料は含めないこととしています。

■振替貸付、未払保険料は契約者が支払ったものとして処理

一方、相基通3-13の(2)では、振替貸付による保険料

知ってトクする 1063 税務情報

の払い込みがあった場合または未払込保険料があった場合は、その振替貸付に係る部分の保険料または保険金から控除された未払込保険料に係る部分の保険料は保険契約者が払い込んだものとして扱います。

振替貸付による保険料の払い込みとは、保険契約に定めた猶予期間中に保険料の払い込みがないときに、払い込むべき保険料とその利息の合計額が、その保険契約の解約返戻金の額を超えない間は、何回でも保険会社は払い込むべき保険料相当額を保険契約者へ貸し付けて、保険契約を有効に継続させます。また、前述の猶予期間中に保険事故が発生した場合には、その期間の保険料はまだ振替貸付が行われていないので未払込保険料となります。

振替貸付に係る部分の保険料については、その保険料相当額を保険契約者に貸し付けたこととなるので、保険契約者が払い込んだものとするものであり、未払込保険料についても、これに準ずることとしているのです。

なお、分配を受ける剰余金をもって、相殺された保険料を誰が払い込んだとみるかという問題がありますが、実際上は、分配を受ける剰余金を現金払いのものと同様扱ったものに分けるのは困難であり、事実上すべて現金払いとしてみざるを得ないと考えられます。そうすると、その部分の保険料は、期間対応でその期間の保険料を負担した者が払い込んだとみざるを得ないので、相基通3-13ではその取扱いが定められなかったのです。

また、相基通3-13の(注)では、いわゆる契約転換制度により新たな生命保険契約に転換したものである場合における被相続人が負担した保険料には、既存の生命保険契約に基づいて被相続人が負担した保険料も含むことが注意的に定められています。